

テロリストによる爆弾使用の防止に関する国際条約の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案新旧対照条文

(傍線部分は改正部分)

一 爆発物取締罰則（明治十七年太政官布告第三十二号）

改正案	現行
第十条 第一条乃至第三条ノ罪ハ刑法（明治四十年法律第四十五号）第四条の二ノ例ニ從フ	第十条 廃止

二 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）

改 正 案

現 行

第七十六条の二 核燃料物質をみだりに取り扱うことにより、その原子核分裂の連鎖反応を引き起こし、又は

その放射線を発散させて、人の生命、身体又は財産に危険を生じさせた者は、十年以下の懲役に処する。

2| 第七十六条の二 核燃料物質をみだりに取り扱うことにより、その原子核分裂の連鎖反応を引き起こし、又は
その放射線を発散させて、人の生命、身体又は財産に危険を生じさせた者は、十年以下の懲役に処する。
3| 前二項の未遂罪は、罰する。

第七十六条の二 特定核燃料物質をみだりに取り扱うことにより、その原子核分裂の連鎖反応を引き起こし、又は
その放射線を発散させて、人の生命、身体又は財産に危険を生じさせた者は、十年以下の懲役に処する。
(新設)

2| 前項の未遂罪は、罰する。

三 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十一年法律第百六十七号）

改 正 案

現 行

第五十一条 放射性同位元素を装備している機器若しくは放射線発生装置をみだりに操作し、又はその他不正な方法で、放射線を発散させて人の生命、身体又は財産に危険を生じさせた者は、十年以下の懲役に処する。

2 前項の罪を犯しよつて人を死亡させた者は、二年以上の有期懲役に処する。

第一項の罪の未遂は、罰する。

4| 3| 前三項の規定に当たる行為が刑法（明治四十年法律第四十五号）の罪に触れるときは、その行為者は、同法の罪と比較して、重きに従つて処断する。
第五十一条の二 前条第一項から第三項までの罪は、刑法第四条の二の例に従う。

第五十一条 放射性同位元素を装備している機器若しくは放射線発生装置をみだりに操作し、又はその他不正な方法で、放射線を発散させて人の生命又は身体に危険を生ぜしめた者は、十年以下の懲役に処する。

2 （同上）

3| （新設）

前二項の規定にあたる行為が刑法（明治四十年法律第四十五号）の罪に触れるときは、その行為者は、同法の罪と比較して、重きに従つて処断する。

（新設）

四 火炎びんの使用等の処罰に関する法律（昭和四十七年法律第十七号）

改正案	現行
<p>第四条（国外犯）</p> <p>第二条の罪は、刑法（明治四十年法律第四十五号）第四条の二の例に従う。</p>	<p>（新設）</p>

五 細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約の実施に関する法律
(昭和五十七年法律第六十一号)

改 正 案

現 行

細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律

（目的）

第一条 この法律は、細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約（以下「生物兵器禁止条約」という。）及びテロリストによる爆弾使用の防止に関する国際条約の適確な実施を確保するため、生物兵器及び毒素兵器の製造、所持、譲渡し及び譲受けを禁止するとともに、生物剤及び毒素を発散させる行為を規制する等の措置を講ずることを目的とする。

（生物剤又は毒素の開発等の基本原則等）

第三条 （略）

2 外務大臣及び主務大臣は、生物兵器禁止条約及びこの法律の要旨の周知を図るため、適当な措置をとるものとする。

（外務大臣の協力要請）

第六条 外務大臣は、生物兵器禁止条約を実施するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料又は情報の提供その他必要な協力を求めることができる。

（罰則）

細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約の実施に関する法律

（目的）

第一条 この法律は、細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約（以下「条約」という。）を実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

（生物剤又は毒素の開発等の基本原則等）

第三条 （略）

2 外務大臣及び主務大臣は、条約及びこの法律の要旨の周知を図るため、適当な措置をとるものとする。

（外務大臣の協力要請）

第六条 外務大臣は、条約を実施するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料又は情報の提供その他必要な協力を求めることができる。

第九条 生物兵器又は毒素兵器を使用して、当該生物兵器又は当該毒素兵器に充てんされた生物剤又は毒素を

発散させた者は、無期若しくは二年以上の懲役又は一千円以下の罰金に処する。

2 生物剤又は毒素をみだりに発散させて人の生命、身体又は財産に危険を生じさせた者は、十年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。

3 前二項の罪の未遂は、罰する。

第十条 第四条第一項の規定に違反した者は、一年以上の有期懲役又は五百万円以下の罰金に処する。

2 第四条第二項の規定に違反した者は、十年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

3 第一項の罪の未遂は、罰する。

第十一条 第九条の罪は、刑法（明治四十年法律第四十五号）第四条の二の例に従う。

第十二条 第五条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第九条の罪を犯し、又は第十条若しくは前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

（新設）

第九条 （同上）
（罰則）

2 （同上）

3 第一項の未遂罪は、罰する。
（新設）

第十条 （同上）

第十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

六 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成七年法律第六十五号）

改正案

現行

（目的）

第一条 この法律は、化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約（以下「化学兵器禁止条約」といふ。）及びテロリストによる爆弾使用の防止に関する国際条約の適確な実施を確保するため、化学兵器の製造、所持、譲渡し及び譲受けを禁止するとともに、特定物質の製造、使用等を規制する等の措置を講ずることを目的とする。

（定義等）

第二条 この法律において「毒性物質」とは、人が吸入し、又は接触した場合に、これを死に至らしめ、又はその身体の機能を一時的若しくは持続的に著しく害する性質（以下「毒性」という。）を有する物質であつて、化学兵器禁止条約の規定に即して政令で定めるものをいう。

2 (5) (略)

6 前三項の政令は、化学兵器禁止条約の規定に即して定めるものとする。

7 (略)

8 この法律において「国際機関」とは、化学兵器禁止条約により設立される化学兵器の禁止のための機関をいう。

（製造の許可の基準）

第六条 経済産業大臣は、第四条第一項の許可の申請が

（目的）

第一条 この法律は、化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約（以下「条約」といふ。）の適確な実施を確保するため、化学兵器の製造、所持、譲渡し及び譲受けを禁止するとともに、特定物質の製造、使用等を規制する等の措置を講ずることを目的とする。

（定義等）

第二条 この法律において「毒性物質」とは、人が吸入し、又は接触した場合に、これを死に至らしめ、又はその身体の機能を一時的若しくは持続的に著しく害する性質（以下「毒性」という。）を有する物質であつて、条約の規定に即して政令で定めるものをいう。

2 (5) (略)

6 前三項の政令は、条約の規定に即して定めるものとする。

7 (略)

8 この法律において「国際機関」とは、条約により設立される化学兵器の禁止のための機関をいう。

（製造の許可の基準）

第六条 経済産業大臣は、第四条第一項の許可の申請が

次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 その者の特定物質の製造をする能力が化学兵器禁止条約の規定に即して経済産業省令で定める限度を超えないこと。

二 その許可をすることによつて、我が国全体の特定物質の製造をする能力が化学兵器禁止条約で定める限度を超えることとならないこと。

三 その他化学兵器禁止条約の適確な実施に支障を及ぼすおそれがないこと。

(使用の許可の基準)

第十一条 経済産業大臣は、前条第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 特定物質が化学兵器禁止条約で認められた目的に使用されることが確実であること。

二 その数量の特定物質が製造又は輸入されることにより、我が国全体の当該年における製造又は輸入に係る特定物質の総量及び我が国に存する特定物質の総量が化学兵器禁止条約で定める限度を超えることとならないこと。

三 その他化学兵器禁止条約の適確な実施に支障を及ぼすおそれがないこと。

(略)

(許可の条件)

第十九条 (略)

2 前項の条件は、化学兵器禁止条約の適確な実施を確保し、又は許可に係る事項の確実な実施を図るため必

次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 その者の特定物質の製造をする能力が条約の規定に即して経済産業省令で定める限度を超えないこと。

二 その許可をすることによつて、我が国全体の特定物質の製造をする能力が条約で定める限度を超えることとならないこと。

三 その他条約の適確な実施に支障を及ぼすおそれがないこと。

(使用の許可の基準)

第十一条 経済産業大臣は、前条第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 特定物質が条約で認められた目的に使用されることが確実であること。

二 その数量の特定物質が製造又は輸入されることにより、我が国全体の当該年における製造又は輸入に係る特定物質の総量及び我が国に存する特定物質の総量が条約で定める限度を超えることとならないこと。

三 その他条約の適確な実施に支障を及ぼすおそれがないこと。

(略)

(許可の条件)

第十九条 (略)

2 前項の条件は、条約の適確な実施を確保し、又は許可に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度

要な最小限度のものに限り、かつ、許可を受ける者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

(国際機関の指定する者の検査等)

第三十条 国際機関の指定する者は、經濟産業大臣の指定するその職員（政令で定める場合にあつては、經濟産業大臣の指定するその職員及び外務大臣の指定するその職員）の立会いの下に、化学兵器禁止条約で定める範囲内で、毒性物質若しくはこれと同等の毒性を有する物質又はこれらの物質の原料となる物質を取り扱う場所その他の場所であつて、国際機関が指定するものに立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは撮影し、関係者に質問し、又は試験のために必要な最小限度の分量に限り試料を無償で収去することができる。

2 化学兵器禁止条約の締約国たる外国の政府（以下「締約国政府」という。）の指定する者は、化学兵器禁止条約で定める範囲内で、前項の規定による検査若しくは撮影、質問又は収去に立ち会うことができる。

3 第一項の規定により検査等に立ち会う職員は、当該検査等が化学兵器禁止条約の範囲内で、適確かつ円滑に行われることを確保するよう努めなければならない。

4 (7) (略)

(封印又は監視装置の取付け)

第三十一条 国際機関の指定する者は、經濟産業大臣の指定するその職員の立会いの下に、化学兵器禁止条約

(国際機関の指定する者の検査等)

第三十条 国際機関の指定する者は、經濟産業大臣の指定するその職員（政令で定める場合にあつては、經濟産業大臣の指定するその職員及び外務大臣の指定するその職員）の立会いの下に、条約で定める範囲内で、毒性物質若しくはこれと同等の毒性を有する物質又はこれらの物質の原料となる物質を取り扱う場所その他の場所であつて、国際機関が指定するものに立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは撮影し、関係者に質問し、又は試験のために必要な最小限度の分量に限り試料を無償で収去することができる。

2 条約の締約国たる外国の政府（以下「締約国政府」という。）の指定する者は、条約で定める範囲内で、前項の規定による検査若しくは撮影、質問又は収去（以下「検査等」という。）に立ち会うことができる。

3 第一項の規定により検査等に立ち会う職員は、当該検査等が条約の範囲内で、適確かつ円滑に行われることを確保するよう努めなければならない。

4 (7) (略)

(封印又は監視装置の取付け)

第三十一条 国際機関の指定する者は、經濟産業大臣の指定するその職員の立会いの下に、条約で定める範囲

で定める範囲内で、許可製造者の工場その他の事業場において、特定物質の製造又は移動を監視するため必要な封印をし、又は装置を取り付けることができる。

254 (略)

(報告徵収)

第三十二条 (略)

2 経済産業大臣は、国際機関又は締約国政府から化学兵器禁止条約の定めるところにより要請があつた場合にあつては、国際機関又は当該締約国政府に対し説明を行うために必要な限度において、毒性物質若しくはこれと同等の毒性を有する物質又はこれらの物質の原料となる物質を取り扱う者その他の者に対し、その要請に係る事項に關し報告させることができる。

(略)

第三十八条 (略)

21 毒性物質又はこれと同等の毒性を有する物質をみだりに発散させて人の生命、身体又は財産に危険を生じさせた者は、十年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。

3 前二項の未遂罪は罰する。

第四十二条 第三十八条第一項及び第三項(同条第一項に係る部分に限る。)の罪は刑法(明治四十年法律第四十五号)第三条及び第四条の二の例に、第三十八条

内で、許可製造者の工場その他の事業場内において、特定物質の製造又は移動を監視するため必要な封印をし、又は装置を取り付けることができる。

254 (略)

(報告徵収)

第三十二条 (略)

2 経済産業大臣は、国際機関又は締約国政府から条約の定めるところにより要請があつた場合にあつては、国際機関又は当該締約国政府に対し説明を行うために必要な限度において、毒性物質若しくはこれと同等の毒性を有する物質又はこれらの物質の原料となる物質を取り扱う者その他の者に対し、その要請に係る事項に關し報告させることができる。

(略)

第三十八条 (同上)

21 前項の未遂罪は罰する。

第四十二条 第三十八条から前条までの罪は、刑法(明治四十年法律第四十五号)第三条の例に従う。

21 前項の未遂罪は罰する。

第四十二条 第三十八条から前条までの罪は、刑法(明治四十年法律第四十五号)第三条の例に従う。

第二項及び第三項（同条第二項に係る部分に限る。）の罪は同法第四条の二の例に、前三条の罪は同法第三条の例に従う。

七 サリン等による人身被害の防止に関する法律（平成七年法律第七十八号）

改正案	現行
<p>第八条 第五条第一項及び第二項の罪は、刑法（明治四十一年法律第四十五号）第四条の二の例に従う。</p> <p>（新設）</p>	

○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成九年法律第八十号）

改正案

附則

3| この法律の施行の日がテロリストによる爆弾使用の
防止に関する国際条約の締結に伴う関係法律の整備に
関する法律（平成十三年法律第 号）の施行の日
前である場合には、同法附則第二条第二項中「第七十
六条の四」とあるのは、「第七十六条の五」とする。

（新設）

現行

○組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）

改正案	現行
別表（第二条、第十三条、第二十二条、第四十二条、第五十六条、第五十九条関係）	別表（第二条、第十三条、第二十二条、第四十二条、第五十六条、第五十九条関係）
一（四十五）（略）	一（四十五）（略）
四十六 細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律（昭和五十七年法律第六十一号）第九条（生物兵器等の使用等）又は第十条（生物兵器等の製造等）の罪	四十六 細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約の実施に関する法律（昭和五十七年法律第六十一号）第九条（製造等）の罪
四十七（六十三）（略）	四十七（六十三）（略）